

高校授業料実質無償化に伴う就学支援金と埼玉県父母負担軽減補助について

埼玉県在住の保護者のみなさまへ

国の高等学校等就学支援金の創設を踏まえ、埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助が大幅に拡充されました。就学支援金制度は現在国会で審議されていますが、新しい制度なので現在わかっている内容をお知らせします。保護者のみなさまの授業料負担が軽減される制度ですから制度趣旨をご理解いただき、軽減を受けてください。

自由の森学園事務局
平成22年2月26日(金)

3月に課税証明書等を提出していただく所得区分です。

区分(目安)	判定基準	授業料			入学金
		就学支援金	県上乗せ額	合計支給額	県独自補助額
家計急変世帯	注①	年収基準の額	授業料全額-就学支援金	441,600	100,000
生活保護世帯	保護を受けている世帯	237,600	204,000	441,600	100,000
年収250万円未満	免除	237,600	122,400	360,000	100,000
年収350万円未満	18,900	178,200	181,800	360,000	100,000
年収500万円未満	81,300	118,800	241,200	360,000	100,000
年収609万円未満	135,300	118,800	121,200	240,000	100,000
年収609万円以上		118,800	0	118,800	0

◎就学支援金について

- 就学支援金118,800円については、自由の森学園高等学校に在籍している生徒全員が対象です。
 - 資格認定…4月中に生徒本人から自由の森学園に国の定める様式の申請書(兼請求委任書)を3年間に一度だけ提出してもらいます。まだ様式ができていません。4月になって記入してもらう予定です。
 - 就学支援金加算について…「低所得」世帯については、就学支援金が加算されます。
判定基準は上記表の市町村民税所得割額が免除されている世帯又は生活保護世帯については23万7600円が支給されます。市町村民税所得割額が1円以上18,900円以下の世帯については178,200円となっています。
両親とも収入がある場合で、控除対象配偶者でない場合には、市民税所得割額を合計した金額で判定します。
 - 所得確認について…118,800円の就学支援金の対象者については所得確認は不要です。
23万7600円又は17万8200円の就学支援加算の支給を受けるためには、所得確認が必要です。
所得確認については、4月から6月分は、前々年の所得(平成21年度市町村民税所得割額)で判定します。
7月分から来年の6月分については前年の所得(平成22年度市町村民税所得割額)で判定します。
※就学支援金加算を受けるためには、初年度である今年度については、3月と6月二度提出が必要となっています。
- ①3月20日(土)までに保護者の平成21年度課税証明書又は納税通知書の提出をすること。
②6月に保護者の平成22年度課税証明書又は納税通知書の提出をすること。
- 就学支援金の支給は国からは年4回自由の森学園に送金されますが、自由の森学園では、埼玉県の上乗せのない世帯については第2期分の校納金の納付時に相殺又は返金し、埼玉県の上乗せがある世帯については分離が困難なので第3期分の校納金の納付時に相殺又は返金することにしますのでご了承ください。
就学支援金は、保護者に直接交付されるのではなく、保護者が負担すべき授業料の一部を減額し、国が自由の森学園に保護者の負担すべき授業料の一部を交付する制度です。

☆☆就学支援金加算に該当する可能性のある保護者のみなさまは、3月20日(土)までに平成21年度課税証明書又は納税通知書を持参または郵送してください。生徒との扶養関係を確認するため就学支援金加算申請書も提出してください。なお、3月に提出がない場合は4・5・6月の加算分は受給できない可能性があるためご注意ください。
3月20日までに提出が困難な場合、ご不明なことがありましたら事務局に相談してください。

◎埼玉県の授業料軽減について

- 年収609万円未満(判定基準…市町村民税所得割額が135,300円以下の世帯については、市町村民税所得割額の区分に応じて、就学支援金も含めて24万円、36万円、授業料全額441,600円の軽減補助を受けることができ、新入生についてはさらに入学金の10万円の軽減補助を受けることができます。
- 申請手続きについては、ほぼ例年通り5月から6月に申請書と案内を送付します。
就学支援金の2回目の手続きと同時に出来ますので、その時に詳しくご案内します。

注①家計急変世帯について…就学支援金には、この制度はないので、市町村民税所得割額の区分に応じた補助額となり、埼玉県独自の上乗せで授業料全額441,600円の補助を受けることができますが、家計急変の事実が発生した時よりの適用になるので月割となります。家計急変の場合には事務局にご相談ください。